規制改革実施計画 関連資料集

内閣府 規制改革推進室 令和3年6月

行政手続の書面・押印・対面見直しの確実な推進

現状と課題

1.押印の見直し

各府省に対して押印を求めている行政手続について見直しを求めた結果、押印を求める行政手続15,611種類のうち、令和3年3月末までに15,188種類(全体の約97%)は法令改正等の措置が行われ、押印義務が廃止された。

未措置の305種類の手続についても、着実な実施が求められる。 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、 115種類は措置済み。

2.書面・対面の見直し

各府省に対して、書面の作成・提出等を求める行政手続について見直しを求めた結果、オンライン化されていない行政手続18,612種類のうち、18,180種類(全体の約98%)について、令和7年までにオンライン化する方針が示された。これらについては、可能な限り前倒しを図りつつ、確実にオンライン化を実現すべき。

また、性質上オンライン化が適当でないと回答があった432種類についても、手続件数が多いものなど社会的ニーズも勘案しつつ、オンライン化について継続して検討すべき。

【押印を求める行政手続の見直し方針】

全数	押印	(の廃止時		押印	,	の種類別	为訳)
	義務廃止	令和 2年末	令和 2年度末	令和 3年度以降	存続	印鑑 証明付	登記印 登録印	認印可
15,611	15,493	13,435	1,753 (+ : 15,188)	305	118	52	66	С

3.キャッシュレス化の推進

行政の手続における手数料等について、印紙による支払いのみが可能となっているものが多く、国民は、一旦、申請等の窓口とは別の窓口で印紙を購入し、申請書等に貼付した上で提出する手間を強いられている。また、オンライン手続等の場合は、Pay-easyの導入が進んでおり、クレジットカード払い等が可能なものもあるが、窓口申請等の場合、印紙払い、金融機関等の納付証明書提出が多く、クレジットカード払い等が可能なものはほとんどない。

デジタル時代における国民や事業者の利便性向上の観点から、手数料等の支払いが印紙によらず行えるよう、キャッシュレス化の推進を図るべきであり、まずはオンライン納付及び窓口納付の利便性向上を図るべき。

【書面を求める行政手続の見直し方針】

全数									22,084
	オン	ラインイ	化実施済						3,472
	オン	<u>ライン(</u>	化未実施						18,612
	オンライン化実施予定								
			/	eメール	簡易ウェブサイト	既存システム活用	新規システム構築	年限合計	
			令和2年末	4,613	3	696	67	5,379	
			令和3年末	2,616	68	796	549	4,029	
			令和4年末	377	131	436	978	1,922	
			令和5年末	120	32	1,125	54	1,331	
			令和6年末	77	3	701	561	1,342	
			令和7年末	799	1,003	2,084	291	4,177	
			手法合計	8,602	1,240	5,838	2,500	/	
		オン	ライン化しない	1(性質上オンライ	ン化が適当でな	L1)			432

実施事項

1.押印の見直し

令和3年3月末までに押印義務の見直しについて法令改正等が行われていない305種類については、速やかに押印の見直しを実施する。 【速やかに措置】

2.書面・対面の見直し

各府省は、オンライン化する方針の手続について、可能な限り 前倒しを図りつつ措置。 「可能なものから順次措置」 各府省において性質上オンライン化が適当でないと考える432種類のうち、少なくとも年間の手続件数が1万件以上の手続については、オンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討する。 【速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置】

3. キャッシュレス化の推進

支払い1万件以上の手続等について、オンライン納付や窓口におけるキャッシュレス払いを導入。 「可能なものから速やかに措置」 次期通常国会にデジタル庁から法案を提出。

オンライン利用率を大胆に引き上げる取組

現状と課題

各府省は、昨年度、手続件数が特に多いものなどから選定した28事業(右記表に一部抜粋)について、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標や、それを達成するための課題・アクションプランをまとめた「基本計画」を策定し、取組を開始。

昨年12月に策定された各府省の基本計画は、

- ・ 利用者の意見を十分に把握していないもの
- ・ アクションプランに具体性に欠けるもの
- ・ システム改善等に数年を要するもの
- · API連携の重要性を理解していないもの

などもあったため、規制改革推進会議の審議において取組の強化を求めるととも に、各省に対してチェックリストを提示し、取組の強化を求めた。

28事業について、利用者からのフィードバックを随時受け入れながら、スピード感を持って改善するサイクルを確立するとともに、こうした取組の横展開が必要。

【オンライン利用率引上げ対象事業(一部抜粋)】

	オノノ1ノ州州平1 エリ別象事業(一部放件)		
府省庁名	取組対象手続名		
内閣府	児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出		
警察庁	庁 道路使用許可の申請		
金融庁	役員又は主要株主の売買報告書の提出		
総務省 中小法人における法人住民税・法人事業税の申告手続			
	在留申請関係手続		
法務省	商業・法人登記関連手続		
	不動産登記関連手続		
財務省	国税納付手続/国税納付手続		
文部科学省	就学支援金受給資格認定の申請		
厚生労働省	営業許可の申請等(食品衛生法)		
農林水産省	農林水産省所管の全行政手続(共通申請サービス(eMAFF))		
国土交通省	建設業の許可、経営事項審査に係る手続		
四工义地目	自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録		
環境省 犬と猫のマイクロチップ情報登録			

実施事項

各府省は、令和2年度に旗艦的なものとして開始した28事業について、規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。 (引き続き措置)

各府省は、手続件数、手続の性質、手続の受け手となる機関等に応じた優先順位を踏まえつつ、オンライン利用が100%のものなどを除き、原則として年間10万件以上の手続を含む事業の全てについて、28事業に準じてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行う。

【原則令和3年10月までに基本計画を策定し、取組を開始】

各府省は、オンライン利用率の大胆な引上げを含むデジタル化の推進のため、デジタル技術又は民間におけるデジタル改革について知見のある者の登用を含め、「規制改革推進に関する答申(令和3年6月1日)」 6.(2)アの「基本的考え方」に示した取組を確実に実施できる体制を整備する。

【実施できていない府省については、速やかに措置】

デジタル庁は、各府省の取組について、各府省からの相談に応じるとともに、取組状況について必要な統括・監理等を行う。また、各種ワンストップサービスを始めとする取組で得られた知見、各府省の取組の相談等を通じて得た先行事例を基に、各情報システムの特性に応じた有用な情報提供等を行う。さらに、ベストプラクティスから標準アーキテクチャを設計して今後構築していくシステムに展開する。 「速やかに措置」

各府省は、オンライン利用を促進する上で、API連携により民間企業等の参入を図ることは極めて重要であることを踏まえ、オンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組に当たっては、開発者・利用者にとって利便性の高い形でAPIが構築・公開されているか点検し、必要な措置を講じる。デジタル庁(IT室)は、民間が利用しやすい形でAPIが提供されるよう、各府省に対して必要な助言等を行う。

【各府省の点検後、速やかに措置】

地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組

現状と課題

指定金融機関は、地方公共団体の公金の収納又は支払の事務を取 り扱うこととされているが、書面・対面ベースの非効率・高コストな仕組 みとなっており、指定金融機関等に多大な負担。

金融機関窓口に持ち込まれた納付書は、地方公共団体ごとに様式 が異なり、手作業での事務処理が必要。

納税済み情報の受渡しの多くは紙で行われており、地方公共団体に おいても同様に手作業の業務が発生。

一部の地方公共団体が窓口収納事務に関する経費を負担していな いことが、地方税等の収納効率化・電子化に向けた阻害要因となって いるとの指摘も。

【金融機関事務センターでの納税済通知書処理の様子】





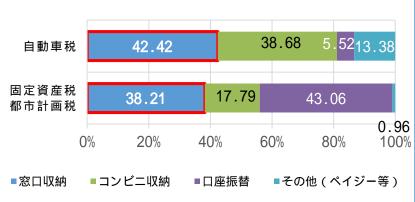
(出典:第8回投資等WG(令和3年2月16日)全国地方銀行協会資料)

【地方税等の収納にかかる年間コスト】

納税者	推定 2,000億円以上		
金融機関	約 622億円		
地方公共団体	推計 8,000億円以上		

(出典:第2回投資等WG(令和2年10月22日)全国銀行協会資料 を基に規制改革推進室作成)

【納付手段別の納付割合(地方税)】



(出典:第2回投資等WG(令和2年10月22日)全国銀行協会資料)

実施事項

総務省は、地方税の収納手段の効率化・ 電子化を加速する観点から、地方税共通 納税システムの対象税目を拡大する。

第1弾:個人住民税の利子割・配当割・株 式等譲渡所得割を追加

第2弾:固定資産税、都市計画税、自動車 税種別割及び軽自動車税種別割を追加

> 【(第1弾)令和3年10月措置、 (第2弾)令和5年度以後の課税分措置】

総務省は、金融機関・地方公共団体等 からなる検討会を開催し、地方税用QR コードの統一規格を取りまとめ、公表す

関係機関のシステム改修・連携テスト を経て、令和5年度課税分から地方税用 QRコードの活用を開始できるよう措置す る。

> 【(前段)令和3年上期措置、 (後段)令和4年度措置】

総務省は、地方公共団体と指定金融機 関等の収納業務の効率化・電子化を進め る観点から、経費負担の見直しなど、地方 公共団体に対応を促す。

金融庁は、業界団体の要望を踏まえ、地 方公共団体と指定金融機関等の経費負 担の課題を明確にし、規制所管府省と調 整を行う。

> 【引き続き検討を進め、 結論を得次第速やかに措置]

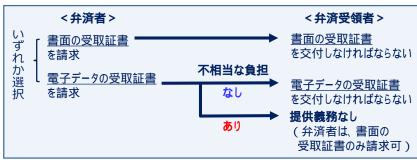
民間の書面・押印・対面規制の見直し

現状と課題

1. 改正民法の法令解釈の周知

民法第486条の改正により、令和3年9月から弁済に係る受取 証書について電磁的記録の提供の請求が可能となる。

改正民法施行後に小売店等の店頭において混乱を来さないよ う、改正民法の法令解釈に係る周知を徹底する必要がある。

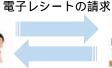


《現行制度との実質的な違い》

例えば、右のイメージ図の場面では、弁済 者は、弁済受領者にとって不相当な負担で ない限り、弁済受領者との合意がなくても、 電子データを請求できる。



(弁済者)



電子レシート

(弁済受領者)

2.株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象拡大

みなし提供制度においては、単体計算書類等の重要事項等 については対象外とされている。

他方、新型コロナウイルス感染症が決算・監査業務に及ぼす 影響等を踏まえ、関係省令が改正され、現在は単体計算書類 等も対象として認める拡大措置が時限的に講じられている。

当該措置は令和3年9月30日限り、その効力を失うこととされ ており、感染症拡大防止等の観点から引き続き必要性が認め られる場合には、当該措置を延長する必要がある。

3.船荷証券の電子化

船荷証券は「運送人又は船長が船荷証券に署名し、又は記 名押印しなければならない」と規定され(商法第758条)、高コス トで非効率な貿易手続の一因となっている。

国際連合国際商取引法委員会で電子的移転可能記録に関 するモデル法が制定され(2017年7月採択)、今後各国におい ても船荷証券の電子化に向けた立法化の進展が想定される。

実施事項

受取証書の交付請求

1. 改正民法の法令解釈の周知

内閣府及び法務省は、民法第486条 の改正により、令和3年9月から弁済 に係る受取証書について電磁的記録 の提供の請求が可能となることを踏ま え、施行後に小売店等の店頭におい て混乱を来さないよう、あらかじめQ& A等で法令解釈を明らかにし、広く周 知を図る。

【今和3年度上期措置】

2.株主総会資料のウェブ開示による みなし提供制度の対象拡大

法務省は、令和3年10月以降に開催 される株主総会について、新型コロナ ウイルス感染症の影響により株主総 会資料のウェブ開示によるみなし提供 制度の対象を拡大する措置が引き続 き必要となった場合には、当該措置を 講ずる。

【今和3年度中に必要に応じて措置】

3.船荷証券の電子化

法務省は、「商事法の電子化に関する 研究会」(令和3年4月立上げ)に参加 し、国際的な動向等も踏まえ、船荷証 券の電子化に向けた制度設計も含め た調査審議を進め、令和3年度中に一 定の結論を得、速やかに法制審議会 への諮問などの具体的措置を講ずる。

【令和3年度検討開始・結論、

結論を得次第速やかに措置】

デジタル社会の基盤整備

現状と課題

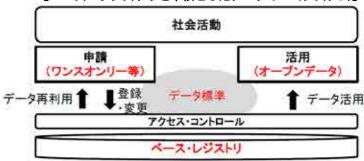
1.公的情報基盤の整備・連携

便利な行政手続、官民におけるデータ利活用に向け、これまで 紙で管理されてきた台帳をデータ化し、ベース・レジストリとして 整備することが重要となっている。

一方、整備にあたっては、データ保有者から他の主体にデータ 提供を行うことが必要な場合があり、各データの個人情報保護 に係る取扱いについて併せて整理を行うことが急務である。

特に目下、土地・地図情報のデータベース整備に当たり必要な「地番」情報については、データ保有者から他の主体への提供の可否が不明瞭であり、今後の横展開も見据えつつ、早急に整理に取り組む必要がある。

【ベース・レジストリを中核としたデータのエコシステム】



(出典:ベース・レジストリ・ロードマップ(令和2年12月21日デジタル・ガバメント閣僚会議決定))

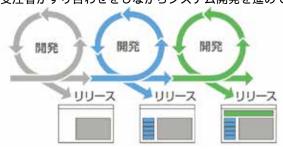
2.アジャイル型システム開発に係るルール整備

デジタル時代では、より速いスピードでシステムやソフトウェアの開発、提供が求められており、計画、設計、実装、テストを繰り返すアジャイル型のシステム開発()が注目されている。

ノウハウやアイディアを共有する観点から、関係者間において、 綿密な意思疎通の下で協働することが不可欠であるが、現行法 制下では、これが直接的な指揮命令として、「偽装請負」に該当 すると判断される可能性がある。

法的リスクがあるためにアジャイル開発に踏み切れない、あるいはアジャイル開発で実際に行ったとしても、リスク回避のための管理コストや時間をかけており、速いスピードでの開発というメリットを十分に享受できない、といった声が上がっている。

発注元と受注者がすり合わせをしながらシステム開発を進めていく手法。



(出典:第6回成長戦略WG(令和3年2月25日)資料)

労働者の過重労働や下請事業者の不当な取扱いが是認されることを求めるものではなく、 また、アジャイル型開発であれば、全て指揮命令に当たらないとの解釈を求めるものではない。

実施事項

1. 公的情報基盤の整備・連携

内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、法務省及 び農林水産省は、「地番」情報の個人情報保護に係る取扱いに ついて、情報の活用と個人情報保護の両面から整理を行う。

【令和3年度上期措置】

2.アジャイル型システム開発に係るルール整備

厚生労働省は、アジャイル型開発の環境整備に向け、労働者派 遺事業と請負により行われる事業との区分に関する基準の具体 的当てはめの明確化について、実務者会合を早期に立ち上げ、 システム開発の実態を踏まえつつ検討を行う。その結果に基づ いて疑義応答集等で考え方を明らかにし、広く周知を図る。

【令和3年度上期検討開始、結論】

最先端の医療機器の開発・導入の促進

現状と課題

【現 状】

世界で急速に拡大しているプログラム医療機器(SaMD) やAI技術を活用した画像診断機器等の開発において、我が国は大き〈後れを取っている。

SaMD: 「Software as a Medical Device」

汎用PCや携帯端末等にインストールして用いられる医療用ソフトウェア (例)禁煙治療アプリ・糖尿病管理指導アプリ・心電図アプリ等

【課題】

1. SaMD開発における相談体制/医療機器への該当性基準

重要事項(医療機器該当性・機器承認・保険適用)の相談窓口が縦割りであり、加えて、該当性基準が不明確である。

2. デジタルヘルスの審査プロセス・保険評価制度

SaMDの特性を活かした柔軟かつ迅速な承認プロセスがとられていない。また、SaMD等の活用により得られる効果・効能が正しく保険評価されていない。

3. SaMD販売時における許可申請

医療機器販売業の許可申請時等に必要とされる書類が、プログラムの特性に即していない。

4.AI画像診断機器等開発時における画像・患者情報の活用

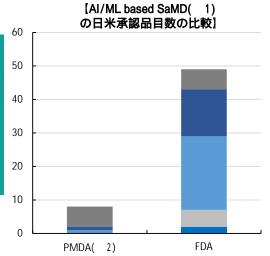
過去の画像データや患者情報の取り扱い基準が不明確で、活用できない。

【プログラム医療機器の例】



米国FDA(食品医薬品局)に認可された「FibriCheck」アプリケーションを使用して心拍数をモニタリングし、心房細動を検知する。

(出典:令和2年10月第1回規制改革推進会議 医療·介護WG資料2-2)



- ■~2016年 ■2017年 ■2018年 ■2019年 ■2020年(3)
 1 Al/ML based SaMD: AlやMachine Learningで開発された
 - Samuを指す。 2 PMDAはすべての承認品目を公開しているわけではなく、企業 によるい即様報に甘ざみ集まれ
 - による公開情報に基づき集計。 3 2020年はCOVID-19関連製品が優先審査対象となっており、通
 - 3 2020年はCOVID-19関連製品が優先審査対象となっており、通常時と審査スキームが異なる。

(出典:令和2年10月第1回規制改革推進会議 医療·介護WG 資料2-2)

実施事項

1 . SaMD開発に関する事前相談・審査体制の強化 / 医療機器該当・非該 当の判断の容易化 【措置済み】

医療機器該当性、承認手続及び保険適用の可能性について、一元的な事前相談が可能な体制を整備する。

既存事例の追加やプログラム医療機器該当性の基準を明確化する。

2. SaMDの開発·導入の迅速化に資する審査制度の見直し·医療保険上の評価の明確化 【令和3年度検討・結論】

プログラムとしての特性を踏まえた一定の分類ごとに審査の考え方を 整理し、具体的な評価指標を作成する。

プログラムの特性を踏まえた柔軟かつ迅速な承認を可能とする審査制度を検討する。

医療従事者の働き方改革等の視点を含めて、SaMDを活用して提供される医療の質の確保・向上に係る評価の考え方を明確化する。

3.SaMDの普及に資する医療機器販売業許可申請の簡素化

【令和3年度措置】

プログラムの特性を踏まえ、販売業許可申請時等における営業所の平面図等の提出書類を省略する。

4.AI画像診断機器等の開発・承認に当たってのデータ活用の円滑化等

【今和3年度措置】

既存の医療画像や患者データを円滑に活用できるよう、性能評価における仮名加工情報の利用可否を検討し、仮名加工情報への加工手法を明確化する。

○ 既存の医療画像データや診療情報のみを用いての性能評価試験においては、治験として実施する必要がないことを明確化する。

医療分野におけるDX化の推進

現状と課題

1.医療分野における電子認証手段の見直し

医療分野において、以下の理由により電子署名が普及していないとの指摘。

- ·利用が推奨されているHPKIの普及が十分でない。
- ·HPKI以外の電子署名サービスの利用可否 が不明確。

【HPKIカード】

現時点では、医師資格等が確認できる唯一の署名。

日本医師会、日本薬剤師会、医療情報システム開発センター(MEDIS)が認証 局となっている。

HPKIカード普及状況

- (1)発行実績:<u>約1.8万枚</u>(R3.2末時点)
- (2)医師数 : <u>327,210名</u>(H30末時点)
- (3) HPKIカード普及率((1)/(2)); 約5.5%

(出典:令和3年3月第9回規制改革推進会議医療・介護WG (資料2-2)及び平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計を 基に規制改革推進室作成)

2.治験の仕組みの円滑化

関係者間で被験者データを授受する際に外部ネットワーク等が活用されず、医療機関等の実地に赴いた業務処理が基本となっている。

電子カルテ等からシステム処理により症例データを作成した際の、原資料との照合・検証ルールが不明確であり、省力化を実現できない。

【治験業務の現状】

実施医療機関等に赴いて手作業により 電子カルテ等から症例報告書へデータ入力・転記



3.患者の医療情報アクセス円滑化

患者が医療機関にカルテ等の診療情報の開示を求める際、書面による手続や情報授受が基本とされており、医療機関に都度来訪する負担等が生じている。

医療機関での開示請求処理に相当程度 の日数を要しており、開示の迅速化が求 められる。

【医療機関における診療情報の開示所要日数】



(出典:「診療情報の提供等に関する指針について(周知)」 (平成30年7月20日厚生労働省医政局医事課長通知))

実施事項

1.医療分野における電子認証手段の見直し

HPKIに加え、これ以外の電子署名の利用に資するよう、

- · 電子署名法上の電子署名が利用可能 であること
- ・ 処方箋等、医師等の国家資格の確認が 必要な文書に電子署名を利用する場合 における、資格確認の方法・確認する際 の考え方

を明らかにする。 【令和3年度結論・措置】

2.治験の仕組みの円滑化

○ 当事者が講ずべき安全措置等と併せて、外部ネットワーク等を用いて医療情報の授受ができることを周知する。

電子カルテ等のデータをシステム的に 処理して症例報告書等を作成した場合 に、簡素な方法により原資料との照合・ 検証が可能であることを明確化する。

【令和3年度措置】

3.患者の医療情報アクセス円滑化

電磁的記録の提供により診療情報の開示を受けられることを明確化する。

【令和3年度措置】

オンラインで診療情報開示の請求申立てが可能であることの明確化を検討する。

開示請求処理の実態を把握した上で、開示を迅速化するための方策を検討する。

【令和3年検討開始、結論を得次第速やかに措置

オンライン診療・オンライン服薬指導の特例措置の恒久化

現状と課題

令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間に限り、院内も含めた感染拡大の防止のため、オンライン診療・服薬指導について初診からの実施を可能とし、希望する患者が幅広く受診できる時限的措置を実施。

実施事項

現在の時限的措置を着実に実施する。【新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、継続的に措置】 情報通信機器を用いたオンライン診療・服薬指導は、以下の方向で恒久化の内容を具体化し、実施に向けて取り組む。

【令和3年度から検討開始、令和4年度から順次実施】

更なる活用に向けた取組

- ○オンライン診療の果たす役割を明確にし、オンライン診療の適正な実施、国民の医療へのアクセスの向上等を図る。
- 〇オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、オンライン診療活用の好事例を展開する。

初診の取扱い

原則

かかりつけ医による実施を原則とする。

かかりつけ医がいない場合等

かかりつけ医以外の医師が実施する以下の場合

- 医師が、あらかじめ<u>診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果</u>等の情報により患者の状態が 把握できる場合。
- 健康な勤労世代等かかりつけ医がいない患者や、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者で上記の情報を有さない患者について、医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやり取りの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患等につき、適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合。

診療報酬上の取扱い

- ○対面診療との関係を考慮し、中医協において検討。
- ※現在、対象疾患等の要件、点数が診療報酬において定められている。

初回等の取扱い

- ○オンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限らず、対面診療等を受診した場合にも実施可能とする。
- ○薬剤師の判断により、初回から実施可能とする。
- ○介護施設等に居住する患者への実施を可能とする。

一気通貨のオンライン医療の実現

- 〇オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋システムの運用 【令和4年夏目途措置】
- ○薬剤の配送における品質保持等に係る考え方の明確化

オ

診

療

服士

木 指

デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

現状と課題

放送番組のインターネット同時配信等の権利処理円滑化

- 令和3年5月26日に「著作権法の一部を改正する法律」が成立 し、令和4年1月1日に施行予定。
- 「許諾推定規定」等の制度により、放送 番組のインターネット同時配信等に係る 権利処理は円滑化され、「フタかぶせ」の 解消が可能に。



【改正著作権法における「許諾推定規定」】(出典:日本放送協会 NHKプラス)
改正後
放送事業者

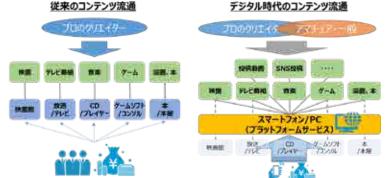
②食いてすよ!
(別段の意思表示なし)

時配信等も許諾したと推定され、同時配信等でも写真が使える(=フタかぶせ無)

- 一方、制度の実効的な運用に向けて、ガイドライン等の策定が重要。
- 特に、「許諾推定規定」では、一度推定した許諾が覆ることなどで、 推定を行うリスクが高くなり、制度の利用を萎縮させることのないよ う、運用の指針が示される必要がある。

デジタル時代のコンテンツ流通における著作権制度の在り方

- 近年のコンテンツ市場は、あらゆるコンテンツが多様な流通経路により、プロ・アマチュアを問わない無数のクリエイターによって供給され、デジタル・エコノミーの中核を形成。
- スマートフォン等によるコンテンツ消費の拡大により、ネットワーク配信の販売額は急速に拡大。国内コンテンツ市場のネット化率は、この10年で約10%から約30%まで上昇。



(出典:内閣府「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」 中間とりまとめ(概要))

このデジタル時代では、これらの膨大かつ多種多様な著作物等について、一元的な権利処理の仕組みを構築し、デジタルコンテンツとして活用しやすくする必要。

実施事項

1.同時配信等の権利処理円滑化

同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正について、放送事業者と権利者の双方が不安な〈新しい制度を活用できるよう、総務省と文化庁は共同して、関係者間の協議を着実に進め、また、ガイドラインの策定を着実に行うことで、円滑に施行し、実効的な運用の実現を図る。 【令和3年夏までに措置】

2. デジタル時代における著作権制度の見直し

・デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。

【令和3年検討·結論、令和4年度措置】

3.裁定制度の改善

・ 同時配信等における協議不調の場合の 裁定制度の整備等に係る著作権法改正を 踏まえ、裁定制度全般に関する手続の迅 速・簡素化を進めるための措置を講ずる。

【令和3年措置】

生産性向上に向けた物流改革

現状と課題

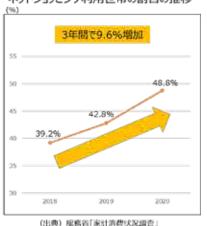
コロナ禍による巣籠り需要の増大を受け、今後とも電子商取引による多頻度・小口の宅配へのシフトが拡大する見込み。

物流業界が人手不足に直面する中、2028年には約28万人のトラック運転者が不足するとの予測もあり、生産性向上が不可欠。

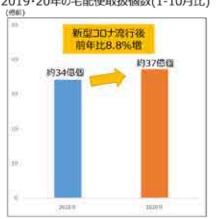
トラック運転者の感染対策や運行管理など、デジタル技術を活用した非対面・非接触型の対応に加え、荷主を始め広範なステークホル ダーと緊密に連携し、深刻化する下請取引環境や長時間労働の改善が喫緊の課題。

【宅配需要に係る推移等】

ネットショッピング利用世帯の割合の推移

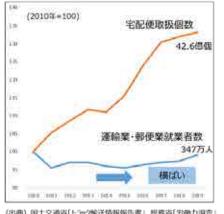


2019・20年の宅配便取扱個数(1-10月比)



(出典) 国土交通省「トラック輸送情報報告書」

字配便取扱個数と就業者数の推移



(出典) 国土交通省「トラック輸送情報報告書」、総務省「労働力調査」

(出典: 第11回投資等WG(令和3年3月17日)における日本IT団体連盟資料)

【物流を担う人材の不足】

[トラックドライバーの需給予測]				
	2020年度	2028年度		
需要量(千人)	1,127	1,174		
供給量(千人)	983	896		
不足(千人)	144	278		

(出典: (公社)鉄道貨物協会「平成30年度本部 委員会報告書」を基に、規制改革推進室作成)

実施事項

「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」(貨物課長通達)に関して、コロナ禍で物流需要が大幅に増加してい る現下の情勢等も踏まえ、対象時期等の見直しを含む必要な改正を行う。 【引き続き検討を進め、今和3年度上期結論・措置】

上記通達の改正後の状況をモニタリングしつつ、ラストワンマイル配送において当該通達でもカバーできない具体的なニーズについて、 利用者の利便性向上の観点から定量的・定性的な実態調査を行い、報告書を取りまとめる。 【令和3年検討·措置】

「運行管理高度化検討会」(令和3年3月設置)での実証実験を通じて、IT点呼の対象拡大に向けた機器の性能要件の設定や、自動点 呼の導入に向けた点呼支援機器の認定制度を構築する。 【今和3年検討·結論·措置】

荷主、運送事業者等と連携し、下請取引環境や長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知・浸透について具体的な対策を実行 共同配送等の実現に向けた標準化実行計画の速やかな実行を推進する。 【令和3年検討·結論·措置】

置き配に関して、消費者の利益の適切な確保に留意しつつ、事業者の約款を認可する。

【措置済み】

タクシーの利便性向上

現状と課題

コロナ禍に伴う人流の激減によりタクシー事業者が深刻な打撃を受ける中、利用者の便益を大前提に、事業者の負担軽減が急務。

現行のタクシーメーターと代替可能なソフトメーター()の導入等によって、事業者の新たな運賃・料金サービスの導入を促進するとともに、利用者の新たな需要を発掘・喚起することによって、持続可能なタクシー事業へと転換させる方策が重要。

タイヤの回転数ではなく、GPS情報を基に走行距離を計測し、運賃を算出

タクシー運転者の感染対策や運行管理など、デジタル技術を活用した非対面・非接触型の対応も喫緊の課題。

【現行のタクシーメーター】



【始業前点呼(対面実施)の様子】



(出典: 第9回投資等WG(令和3年2月22日)全国ハイヤー・タクシー連合会資料)

実施事項

「ソフトメーターの導入に向けた検討会」(令和3年3月設置)において正確性の担保を始めとする残課題を精査し、結論を得る。なお、ソフトメーターが具備すべき機能やその活用に関しては、配車アプリ事業者等の参画も得つつ検討し、輸送等のデータを活用したタクシーサービスの高度化に取り組む。 【令和3年結論・措置】

変動運賃制度の在り方について検討を進め、海外の実態調査や実車による実証、利用者の意向把握等を丁寧に行う。また、地域・曜日・時間帯・天候等、様々なケースにおける需給やマッチングデータ等を取得し、配車アプリ事業者等の参画も得てエビデンスに基づく 議論を行う。加えて、公共交通機関として利用者の理解が得られる、妥当な変動幅となるよう留意する。

【令和3年検討開始、結論を得次第速やかに措置】

民泊サービスの推進に向けた取組

現状と課題

住宅宿泊事業法では、条例で定めるところにより、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することが可能。しかしながら、制定趣旨が不明確な条例については、合理性を疑問視する指摘も。

民泊サービスを推進する上では、申請事業者の利便性を高めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式に対応する観点から、申請手続がオンラインで完結することが必要。

地方公共団体の職員が最新の制度を把握していないため、本来不要な書類や消防設備の設置を求める事例も。

(例) 懐中電灯を設置すれば、電気工事が必要な非常用照明装置の設置は不要

住宅宿泊事業に伴って発生するごみは「事業系ごみ」に該当するが、処理方法について弾力的な運用を求める事例も。

条例で「営業用調理場所を、住居等食品を取り扱うことを目的としない場所と区画すること」を要件としているため、家主が家庭用台所で調理し、ゲストに手料理をふるまうことが困難。

旅館業法に基づ〈「許可」及び国家戦略特別区域法に基づ〈「認定」を受けた施設について、全国統一の付番がな〈、付番の方法が地方公共団体によってまちまち。

実施事項

- ・・・は、【令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】
- ・・・は、【令和3年度検討・結論・措置】

地方公共団体が民泊に関して独自に制定している条例の内容 を調査し、その結果をHPに掲載することなどを通じて、各条例に おける規定の趣旨を明確化、地方公共団体にも調査結果を周知。

届出に必要とされる書類を精査し、可能なものから順次、廃止 又は簡素化。また、「民泊制度運営システム」による申請に当た り、申請事項が入力された様式の電子ファイルを追加的にアップ ロードする必要がないように対応。

事業者や消防機関に対し、宿泊者の安全確保に必要な消防法令や設備等の設置等の対策を分かりやすく整理し、周知。

【事業者・消防機関向けの安全 確保に関するパンフレット】



(出典:消防庁(平成31年3月))

有料ステッカー貼付等により、家庭ごみと一緒に事業系ごみを地方公共団体の収集に出すことを認めている優良事例等を周知。

住宅宿泊事業用住宅(家主滞在型)が飲食店営業の許可を取得する際、家庭用台所と営業用調理場所の併用等、弾力的な運用が可能である旨、地方公共団体に通知。

【有料ステッカーの例】



(出典:東京都中央区HP)

【宿泊先での交流の様子】



(出典:観光庁HP)

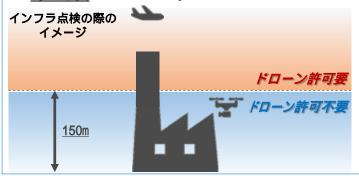
旅館業法及び国家戦略特別区域法の規定に基づ〈施設に ついて、規則性ある全国統一の付番を設定。

ドローンの高度規制の緩和と各種申請のオンライン化・ワンストップ化

現状と課題

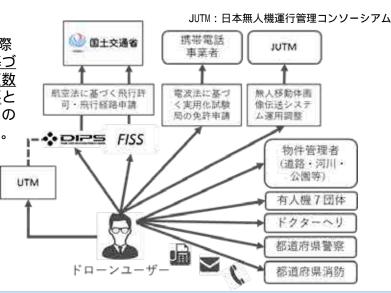
1.過剰な高度規制

有人機や他のドローンとの衝突リスクが極めて低いにもかかわらず、150mを超える高構造物の周囲であっても、<u>ドローンは地表又は水面から150m以上の飛行を行う際は、国土交通大臣の許</u>可が必要となっている。



2. 各種申請が煩雑

ドローンを飛行させる際は、航空法や電波法に基づ く許可申請等に加え、複数 の関係者との調整が必要となり、ドローンユーザーの 大きな負担になっている。



【各種申請の現状】

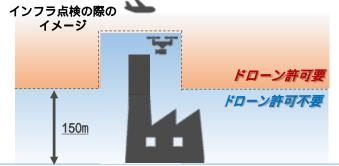
実施事項

1.高度規制の緩和

さまざまな産業分野でのドローンの利活用を拡大するため、高構造物 1周辺でのドローンの飛行の規制について、国土交通省は令和3年夏までに一定の条件下 2での緩和を目指す。

【令和3年度上期措置】

- 1 鉄塔、煙突、高炉等
- 2 有人機の飛行や飛行経路下の人の立入りの可能性が低い等



2 . 各種申請のオンライン化・ワンストップ化

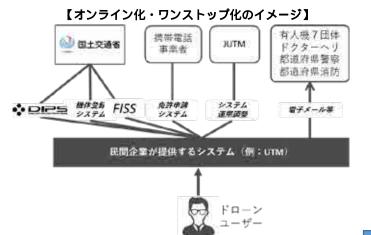
飛行に係る手続の負担軽減、迅速化を図るため、<u>令和4年度中に航空法関係の各種申請システム間の機能連携を実現する見込み</u>。

さらに、

航空法や電波法に基づく <u>手続の</u>民間サービスを活 用した<u>オンライン化・ワン</u> ストップ化を推進。

・ その他の各種法令手続 も、必要性を整理の上、オンライン化・ワンストップ化 のための連携の在り方を 検討。

【令和4年度措置】



公証制度における書面・対面規制、定款認証に係る手数料の見直し

現状と課題

1.公証制度における書面・対面規制の見直し

公証制度は、会社の設立時に必要となる定款の認証や、金銭貸借に関する公正証書の作成など、国民生活の基盤ともいえる重要な 手続を多く取り扱っていることを踏まえると、十分にデジタル技術が利活用されているとはいえない状況。

定款等の認証に係る手続については、テレビ電話等を利用することで、デジタルで完結することが可能であるにも関わらず、その利用 率は低調。多くの場合、公証人による嘱託人の本人確認や認証済みの電子定款の嘱託人への提供のため、嘱託人が公証役場に出向 いている状況であり、デジタルで完結する方式の普及促進が必要。

例えば、電子定款の認証手続については、年間約8万件のうち約97%において公証役場に出向いている状況

|公正証書の作成については、制度上、デジタル化が認められておらず、書面・押印・対面のいずれもが必要な 手続となっており、制度面からの見直しが必要。(公正証書作成件数は年間約22万件)

2. 定款認証に係る公証人手数料の見直し

株式会社を設立する場合、発起人が作成した定款について、公証人による認証を受けることが義務付けられ ており、当該認証に係る手数料は現在5万円。(定款認証件数は年間約9万件)

会社の設立に係る負担を軽減し、起業促進を図る観点から、上記手数料の見直しが必要。

【定款のイメージ】

ABC株式会社定款

(商号)

第1条 当会社は、ABC株 式会社と称する。 (目的)

第2条 当会社は、次の事 業を行うことを目的とする。

〇年〇月〇日 発起人 乙野 丙介(€



実施事項

1.公証制度における書面・対面規制の見直し

法務省は、私署証書及び定款の認証に係る一連の手続における利用実態を把握した上で、当該手続におけるデジタルで完結する方 式の普及促進のために、利用者の利便性の向上に資するシステム改修や利用者への周知も含めた効果的な方策について検討し、必 要な措置を講ずる。 【今和3年以降順次措置】

法務省は、遅くとも令和7年度までに公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を目指すこととし、関連する民事裁判手続のIT 化に向けて民事訴訟法改正案が令和4年に提出されること等を踏まえて、具体的な工程表を作成の上、必要な措置を講ずる。

【令和3年度に工程表を作成し、遅くとも令和7年度までに順次措置】

2. 定款認証に係る公証人手数料の見直し

法務省は、会社設立時の定款認証に係る公証人手数料について、起業促進の観点からその引下げを検討し、必要な措置を謙 ずる。 【令和3年度措置】

強い農林水産業の創出による地域経済の活性化

現状と課題

1.農協及び漁協における独占禁止法に違 反する行為の根絶に向けた取組

農業者及び漁業者が減少する中、農林 水産業の成長産業化のためには、農業者 及び漁業者がインターネット販売など、自 由に創意工夫を発揮し、所得の向上を図 ることができる環境を整備することが重 要。

系統外出荷の制限など、創意工夫の発 揮を阻害する不公正な取引を根絶するた めの取組が必要。

【独占禁止法上の禁止行為(一例)】

「不公正な取引方法」

(独禁法2条9項6号二、公正取引委員会告示)

(排他条件付取引)

不当に、競争事業者と取引しないことを条件として 取引し、競争事業者の取引の機会を減少させる おそれがあること。

(拘束条件付取引)

販売形態・販売地域などについて不当に拘束する 条件を付けて取引すること。

> (出典:第8回農林水産WG(令和3年3月5日) 公正取引委員会資料より規制改革推進室作成

2.農業者の成長段階に応じた資金調達の 円滑化

農地を所有する法人は、農地法上、公 開会社でないこと、総議決権の過半を農 業関係者が保有することなど、出資によ る資金調達に制約がある。

事業の拡大を企図する意欲的な農業べ ンチャー等が資金調達手段を柔軟に選択 できるようにする必要がある。

【農地所有適格法人の要件(一部)】

法人形態要件 株式会社(公開会社でないもの)、農事 組合法人、合名会社、合資会社、合同会社

議決権要件

- ・法人の行う農業に常時従事する個人
- ・農地の権利を提供した個人 農地中間管理機構等を通じて法人に
- 農地を貸し付けている個人 ・基幹的な農作業を委託している個人
- · 地方公共団体、農地中間管理機構、
- 農業協同組合、農業協同組合連合会

(制限なし)

農業関係者

総議決権の 過半

農業関係者 以外

総議決権の 2分の1未満

(出典:農林水産省資料「農地所有適格法人の要件」より 規制改革推進室作成)

3.養殖魚や家畜の遠隔診療

世界の養殖は過去20年で約4倍に拡大 し、漁業生産量の5割以上を占めている が、日本の養殖はほぼ横ばいで、約2割に とどまる。国際競争力を備えるための対策 の一つとして魚病対策が必要。

魚病に詳しい獣医師は全国で20人程度と 極めて少なく、遠隔診療の活用が重要。

家畜についても遠隔診療の活用が重要。

【遠隔診療の積極的な活用に関する通知の発出】

遠隔診療の積極的な活用について(局長通知)

魚痢対策の迅速化や養殖業の成長産業化に資するため、情報通信 技術を活用した遠隔診療などの魚病対策を促進

魚類防疫質、魚類防疫協力質、軟医師

3. 内容

- 現在でも遠隔診療が実施可能な魚頭筋疫質、魚頭筋疫協力員及 び獣医師について、初診から連鞴診療が可能であることを明示の 上、遠隔診療の積極的な活用を促す
- オンラインによる予防指導など、魚病対策全般における情報通信
- 連剿投与防止の観点から、関係者間で、使用。処方、使用指導し た医薬品の情報等必要な情報を共有

(出典:第6回魚病対策促進協議会(令和3年3月22日)資料)

実施事項

1.農協及び漁協における独占禁止法に違反 する行為の根絶に向けた取組

農協系統組織の役職員に研修等を行い、 その浸透度合いを適切かつ定量的に評価す るなど、独占禁止法の違反又は独占禁止法 に違反するおそれのある行為を根絶するた めの集中的な措置を講ずる。

【今和3年度措置、それ以降継続的に措置】

2.農業者の成長段階に応じた資金調達の 円滑化

地域に根差した農地所有適格法人が、地 元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農 業の成長産業化に取り組もうとする場合、 農業関係者による農地等に係る決定権の 確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた 上で、出資による資金調達を柔軟に行え るようにする。 【令和4年措置】

3.養殖魚や家畜の遠隔診療

獣医師等が初診から養殖魚の遠隔診 療可能であることを通知にて明確化す る。 【措置済み】

- 遠隔診療の活用実態を調査し、遠隔診 療が積極的に活用されるための措置を講 ずる。 【今和3年度措置】
- 獣医師が初診から家畜の遠隔診療が可 能と通知で明確化する。【令和3年措置】

再エネ促進に向けた立地制約の解消:「農地」「森林」

現状と課題(農地)

1. 荒廃農地上の営農型発電促進の障壁

農業との両立を図る営農型発電の導入量は、約560ha(全 農地: 450万ha超)

"荒廃農地"であっても、「地域の平均的な単収の8割以 上」という要件が足かせとなっている。

2.十分に活用できていない荒廃農地

「再生利用困難な」荒廃農地は、原則非農地判断を行うこ とになっているが、農業委員会での判断が滞っている。 (当該農地19.2万haのうち、非農地判断されたのは3.1万ha(令和元年))

農業的利用が見込まれない「再生利用可能な」荒廃農地 も、再生困難となる前に、自治体合意に基づき、有効な土 地利用が可能となるような仕組みが求められる。

【営農型発電の例】





現状と課題(森林)

林野行政関連手続の不透明性

林野行政関連の通知類や許可 事例等が十分に公表されてお らず、また不明確な基準や詳細 マニュアルが存在しないことな どによって、担当者の裁量によ る運用がなされており、担当者 の変更などによる手戻りが多数 発生。

統一的な運用のため、各種基 準の明確化を含む、風力や地 熱等に特化したマニュアルの作 成などが必要な状況。

【森林関連の手続・規制】



(出典:第6回再生可能エネルギー等に 関する規制等の総点検タスクフォース (2021年3月23日)資料5)

実施事項(農地)

1. 荒廃農地上の営農型発電設備の 要件緩和

荒廃農地上で実施する営農型発電 設備の導入に際しては、単収8割要 件は求めないこととし、発電設備の 下部が適正かつ効率的に利用されて いるかどうかによって判断する。

【措置済み】

2.再生利用困難な荒廃農地の非農地判断 の迅速化

農業委員会が利用状況調査において再生利 用困難な荒廃農地(非農地)と判断した場合 には、その旨を所有者、市町村、法務局等の 関係機関に対して通知し、通知を受けた市町 村長が職権で一括して法務局に地目変更の 申出を行うよう通知を発出する。【措置済み】

3. 再生利用可能な荒廃農地の活用に向けた要 件緩和

農山漁村再エネ法(転用許可の例外を規定)の対 象となる再生可能な荒廃農地の3条件(生産条 件が不利、相当期間不耕作、 耕作者を確保 することができず、今後耕作の見込みなし)を のみに要件緩和する。 【今和3年7月措置】

実施事項(森林)

1.林野行政における再エネの位置 付けの明確化

再生可能エネルギー利用促進に取り 組む考え方について、次期の「森林・ 林業基本計画」において明確化する。 【措置済み】 2.国有林野貸付に係る手続の迅速化

簡素化可能な書類等を精査・検討し、再エネ特 化の詳細マニュアルを作成する。

緑の回廊については、再エネ施設の設置等に 係る基準を明確化・公表する。

【令和3年上期(第一案)、令和3年度上期(取りまとめ版)】

3.保安林解除事務の見える化を通じた迅速化

風力発電や地熱発電等に特化したマニュアルを 作成・周知する。

【令和3年上期(第一案)、令和3年度上期(取りまとめ版)】

通知類やマニュアル等を掲載する「保安林ポー タル(仮称)」を新たにHP上に開設する。

【令和3年上期措置】16

再エネ促進に向けた立地制約の解消:「自然公園・温泉」「環境アセス」

現状と課題(自然公園法・温泉法)

地熱発電普及の障害となる規制等

日本の地熱資源のポテンシャルは世界第3位にも関わらず、地熱発電に利 用されている資源量はわずか2.5%程度にとどまる。

○ 自然公園法上の審査基準や温泉法上の都道府県ごとの規制の不透明さが 地熱発電導入拡大の課題となっており、これらの明確化や見直しなどが急務。 自然公園内の地熱発電の取扱いを定めた通知にて、「・・・の場合を除き、原 則として地熱開発を認めない」などの記載があり、優良事例であれば開発が 認められている第2種・第3種特別地域の適切な地熱発電導入の障害となっ

【各国の地熱資源量及び地熱発電設備容量】

96	を研究課品 (ウェW)	(D)(W)
POW/RODACH	3,006	.172
七十十5年 .	2,779	166
日本	2,347	(202000)
200	700	69
John's	.606	193
MVS-II	900	92
PGOSE	500	23
16:802	500	- 1
31-31-24	365	98
4907	327-	92
188-	360	ò

【国内の地熱資源量】

国内の地熱資源の約8割が国立・国 定公園内に存在。

地域の分	10	地熱資源量(万kW)		
特別保護	地区	700		
特別地域		1,0	30	
	第1種		260	
	第2種	1	250	
	第3種		520	
普通地域		110		
Bid-917	公園外	500		
송計		2,340		

(出典:第8回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(2021年4月27日)資料4-2)

実施事項(自然公園法・温泉法)

1.自然公園における許可基準や 審査要件の明確化

ている。

自然公園内における地熱発電等の 許可基準及び審査要件(どのような 立地や設計であれば容認するかの考 え方や工夫)の明確化について、専 門家や事業者団体等の意見を踏まえ て検討し、結果を通知等に反映する。

【今和3年度上期検討・結論・措置】

2.自然公園内の地熱発電の取扱いに関す る「基本的な考え方」の転換

自然公園内の地熱発電の取扱い通知におけ る、第2種・第3種特別地域で「地熱開発は原 則としては認めない」という記載に関し、優良事 例を積極的に容認しつつ、地熱開発の加速化 に貢献していくという趣旨が明確になるよう基 本的な考え方の整理を検討し、措置する。

【今和3年度上期検討·結論·措置】

3. 温泉法による都道府県における離隔距離規制や本 数制限等の撤廃

都道府県の規制について、科学的根拠のない場合の撤廃 も含めた点検を求めるとともに、規制内容及びその科学的 根拠の公開を行うよう通知等にて周知する。

【今和3年上期措置】

さらに、都道府県等の意見聴取等による検討を経て、離隔 距離規制等についての科学的な知見を踏まえた考え方や 方向性の結論を得て、ガイドラインにも反映する。

【令和3年度上期検討·結論·措置】

現状と課題(環境アセス)

風力発電における法アセスの現状・課題

法の対象とすべき「規模が大きく、著しい環境影響のお それがある事業」として捉えるべき風力発電所の規模に ついて、法の対象となって以来の事例の蓄積等、最新の 知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から、 適正な規模を検討する必要がある。

また、規模にかかわらず、立地場所の特性により環境 影響が懸念される場合がある風力発電所の特性に鑑み、 より幅広いスクリーニングや簡易アセスメントの導入など の制度的対応についても、継続して検討する必要がある。

実施事項(環境アセス)

風力発電の環境影響評価手続の 対象事業規模要件の見直し等

環境影響評価法の対象となる第一種 事業の風力発電所の規模に関して、 最新の知見に基づき、他の法対象事 業との公平性の観点から検討した結 果、「1万kW以上」から「5万kW以上」 に引き上げる措置を講ずる。

【令和3年10月措置】

※今後法制上の整理が必要 i:法アセス 3.75/EkW 京第2標字章 T.500815 開始のない アセス制度へ

(出典:第7回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(2021年3月29日) 資料2) 17

再エネ促進に向けた系統制約の解消

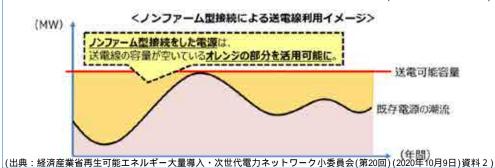
現状

既存系統の最大限の活用に向けた取組み(日本版コネクト&マネージ)

従来、申し込んだ時点でフル稼働分の空き容量があれば、申し込み順に容量が確保(先着優先)され、系統の容量の半分程度は緊急時用の枠として確保されていたが、既存系統を最大限活用する観点から、基幹系統へのノンファーム型接続()を含む以下の取組を実施。

送電網の空き容量を超えて発電した場合に出力を一部抑えることを条件に、より多くの新規の再エネを送電網に接続する仕組み。

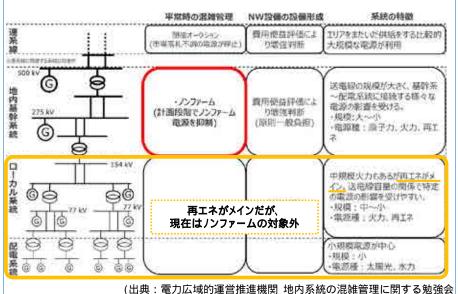
	従来の蓬用	見直しの方向性	実施状況
①空き容量の資定	全電源刀ル稼働	実態に近い想定 (角エネは最大実績値)	2018年4月から実施 約590万kWの空き容量拡大を確認
②緊急時用の枠	半分程度を確保	事故時に戦時逃断する装置の 設置により、枠を開放	2018年10月から一部実施 約4040万kWの接続可能容量を確認 ※1
③ノンファーム型の 接続	通常は忠定せず	一定の条件(系統能雑時の調 即)による新規接続を許容	2019年9月から千葉エリア、2020年1月から北東 北エリア及び際局エリアにおいて先行的に実施。 2021年1月13日より全国の空き容量の無い基幹 系統に適用。2021年番より東京電カPGエリアの 一郎ローカル系統に試行適用。



課題

再エネの多くはノンファーム対象外のローカル/配電系統に接続

再エネは中規模・小規模の発電所が多く、基幹系統ではなく、ローカル/配電系統に接続することが多いが、現状、ローカル/配電系統では、ノンファーム型接続が認められず、また系統増強費用も一般負担(送配電事業者負担)ではなく、特定負担(事業者負担)となっており、再エネ導入拡大の足かせとなっている。



実施事項(主要な点のみ)

ローカル系統や配電系統におけるノンファーム型接続の適用

再エネが接続されるローカル系統でのノンファーム型接続の受付開始の前倒しを検討し、速やかに全国展開する。 <mark>遅くとも令和4年度検討・結論・措置</mark> 太陽光などの小規模電源が接続される配電系統への適用拡大についても、方向性を取りまとめる。

【遅くとも令和4年度検討・結論を目指し、結論を得次第速やかに措置】

ローカル系統等の整備費用の一般負担化

計画的な形でのローカル系統等の整備が望ましいことなどを踏まえ、ローカル系統等の整備と費用負担・接続の在り方を一体的に検討し、少なくと もローカル系統に関しては原則一般負担化する方向で方向性を取りまとめる。 【令和3年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

18

(2021年3月1日)最終報告を改変)

再エネ促進に向けた市場制約の解消:「再エネ利用に係る需要家の選択肢の拡大」

現状

カーボンニュートラルを巡る外部環境変化

世界で120以上の国家、グローバル企業などが次々とカーボンニュートラルを目指すことを表明。企業・産業界・国のそれぞれのレベルで、脱炭素に向けた大競争時代に突入。

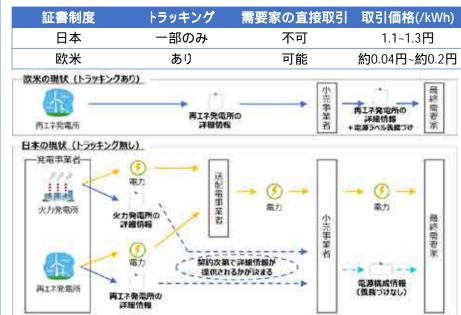
気候変動対策と整合的なビジネス・国家戦略が、国際競争力の前提条件になりつつある。



課題

グローバルスタンダードとはかけ離れた非化石価値取引市場

日本の非化石価値取引市場は、欧米で導入されている証書制度と 様々な点で乖離が大きい。



(出典:内閣府第4回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(2021年2月3日)資料6-2)

実施事項(主要な点のみ)

電源トラッキングの導入

国際的要請(再エネ100%利用の証明)に対応すべく、電源トラッキングの導入を実現する。

【FIT電源:令和3年度措置、非FIT再エネ電源:令和5年8月の実現を目指す】

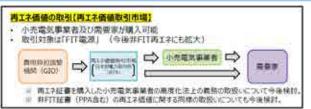
「再エネ価値取引市場」の創設、非FIT再エネ電源の同市場への統合

国際的に通用する「再エネ価値取引市場」を試行的に開始し、非FIT再エネ電源の同市場への統合に関して結論を得る。 【令和3年11月試行的実施、令和4年度結論を目指す】

現行のFIT証書の最低価格の引下げ

現行のFIT証書に設定されている最低価格の大幅な引下げや撤廃を検討し、速やかに措置する。

【令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施】





(出典:内閣府第10回再エネ等に関する規制等の総点検TF資料4(2021年6月3日)

その他:住宅・建築物分野の省エネルギー促進

現状と課題

住宅・建築物分野の省エネ対策の遅れ

2050年カーボンニュートラル実現や2030年度の新たな温室効果ガス削減目標達成に向け、省エネ対策は非常に重要。

○ 中でも、住宅・建築物は、いったん建築されると長期間存在・使用されるため、2030年、2050年に向け速やかな省エネ対策が必要。

欧州では、高い断熱・気密基準が義務化され、定期的にその基準が強化されているが、日本では、省エネ基準が義務化されておらず、さらに基準そのものも低く、義務化や高い基準の設定が急務と指摘されている。

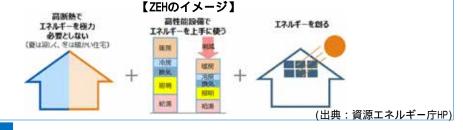
また日本では、エネルギー性能表示が任意制度となっており、ZEH()を除き性能表示の普及率が低いレベルにとどまっており、義務化を含めた対策が急務。

○ さらに、ZEHに関しては、ハウジングメーカーなどで供給が進んでいるが、 一般工務店では依然として供給割合が低く、強力な政策推進が必要な状況。

広義のZEHを指す。なお、狭義のZEH = ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス



(出典:内閣府第5回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース資料2(2021年2月24日))



実施事項

1. ロードマップや目標の策定

2050年カーボンニュートラル実現からのバックキャスティングの考え方に基づき、地球温暖化対策計画等の見直しにあわせて、規制措置の強化やZEHの普及拡大、既存ストック対策の充実等対策の強化に関するロードマップを策定する。

また、その検討を踏まえて住宅ストックにおける省エネルギー基準適合割合及びZEHの供給割合の目標を策定する。

【地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画の見直しに併せて策定】

2. 省エネルギー基準の適合義務化・基準強化

現在の省エネ基準を全ての建築物・住宅において適合義務化、また 脱炭素化に向けて段階的に基準を強化していくことを検討する。 【地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論】

3.住宅・建築物のエネルギー性能表示の推進

消費者が建物の性能を認識し、改善する機会を提供するだけでなく、 比較して選択することができるよう、省エネルギー性能表示の義務 化も含めた更なる規制の強化を検討する。

【地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論】

4.ZEHの更なる普及拡大に向けた方策

現在のZEHの2030年目標「新築住宅の平均でZEH」だけではなく、 ZEHの断熱基準の適合義務化や太陽光発電設置も含めたZEHの 義務化などの規制的措置も含め、ZEHの更なる普及拡大に向けた 方策について検討する。

【地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論】

デジタル時代の日本を支えるイノベーション人材育成の環境整備

現状と課題

1.デジタル時代を踏まえた大学/高校設置基準等の見直し

【現状】

技術進歩、コロナ禍を契機として、オンライン教育が普及 対面 / オンラインのハイブリッド方式など、多様な授業形態が出現 デジタル技術の活用を通した教育の質の向上が可能に

【国立大学の授業の実施状況(授業実施形態の推移)】



対面教育、学年制等を前提とした従来の規制・制度が、新たな取組を進める足枷となるおそれ

2. 教員資格制度に係る規制・制度の見直し

【現状】

教員採用倍率は年々低下

公立小学校の学級編制の標準を「35人」とする少人数学級の導入が決定



「教師の質」の定義と、これに基づいた教員資格制度の見直しが必要 豊富な経験を持つ質の高い人材が教師となれる多様なルートの整備が必要

実施事項

1. デジタル時代を踏まえた大学 / 高校設置基準等の見直し 【大学】

【令和3年度検討·結論、結論を得次第速やかに措置】(以外) オンライン授業等に係る単位数上限の見直し、ルールの明示化

- ・ 遠隔授業で認められる単位数の上限に係る検討
- ・ ハイブリッド方式の単位算定の明示化、周知 【 措置済み】 ・ コロナ禍における特例的措置の適用期限を周知 【 措置済み】

施設等 (校地校舎面積、体育館等)の基準の見直し

- ・ オンライン授業普及に伴う物理的空間に係る規制の見直し 学年要件の見直し
- ・ 在学期間ではなく、修得内容で卒業認定されるよう要件見直し 定員管理、専任教員数の見直し
- ・ 学部単位の入学定員等の柔軟化、専任教員数規定の見直し 大学・専門職大学等の設置基準の見直しと明示化
- ・大学等の設置認可に当たる基準の明示化

単位互換制度(注)の在り方の検討

・単位互換制度の活用状況、ニーズ、質保証の観点等から議論

【高校】【令和3年度措置】(以外)

施設・設備要件の総点検 【 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

- ・ 校舎面積、体育館等の設置基準に係る根拠の明示化と見直し 教育課程編成の柔軟化
- ・ 習熟度等に応じた単位の増減、後の履修内容の指導が可能である旨を周知 高等学校におけるICTの活用
- · 教師のICT等に関する知識習得などソフト面を含めた支援 指導要録の電子化の推進
- ・ 校務の情報化、標準化を進め、指導要録の電子化を推進

2.教員資格制度に係る規制・制度の見直し

【令和4年度までに検討・結論、結論を得次第速やかに措置】(以外教師の「質」の定義とそれに基づく制度(教員免許制度、免許更新制)の見直し特別免許状の在り方の見直し

- 特別免許状の利用促進に向けた手続面・要件面の見直し (令和3年度措置)
- 都道府県教育委員会のイニシアティブによる特別免許状の授与 外部人材登用に向けた新たな仕組みの検討
- ・ 社会人を教育現場に柔軟に登用するための具体案の明示
- 社会人登用に必要な採用プラットフォームの整備
- 注:他大学の単位を一定の範囲内で自大学の単位としてみなし得る制度のこと。・ 社会人が学校現場に関わるための手続、要件面などの実情の把握

多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備

現状と課題

我が国では、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等により、 職業人生の長期化が見込まれる。また、技術革新等によるグロー バル化、デジタル化による就業形態の多様化、さらには今般の新 型コロナウイルス感染症拡大をきっかけとしたテレワークの拡大な ど、就業環境をめぐる変化が加速している。

かかる中、我が国の労働生産性は主要7か国で最低となっている。従来型の「正社員」に対するOJT等による人材育成システムが就業環境の多様化の中で十分に機能しなくなるとともに、企業による人材投資が減少傾向にあることがその要因の一つと考えられる。

就業環境の変化が加速化する中、旧来型の人材育成システムやキャリア形成に頼るだけでなく、働き手が自律的・主体的にキャリア形成を行うことができるよう、環境整備を図る必要性がある。キャリア形成への支援として、教育訓練給付による学習の促進支援等、多様な人材開発施策があるが体系的には示されておらず、人的資本への投資や自律的・主体的な学習・能力開発を促すには至っていない。

したがって、これらの人材開発施策を体系的に示し、企業・働き手の利用を促し、自律的・主体的なキャリア形成の支援をすることが重要である。あわせて、自律的・主体的なキャリア形成を支援するべく「キャリアコンサルタント」の活用等によるキャリアコンサルティングを促進し、働き手の自律的・主体的な学習、キャリア開発等を促す必要がある。

> 我が国における労働生産性は、 主要7か国において最下位の状況が続いている。

> > (出典:日本生産性本部「労働生産性の国際比較2020」)

実施事項

正社員にとどまらない多様な働き手の自律的・主体的なキャリア形成の促進を主眼に置き、人的資本への投資戦略の重要性、実務につながる教育訓練の実施、働き手の時機に応じたキャリアコンサルティングの必要性、教育訓練休暇の付与・取得促進など、働き手・企業が取り組む事項や人材開発施策に係る諸制度を体系的に示した「リカレントガイドライン」の策定を行う。

【令和3年度措置】

キャリアコンサルタントの働き手・企業双方にとっての質の向上のため、利用者へのヒアリング等を通じ、自律的・主体的なキャリア形成のためのコンサルティング実施に向けて検討を行い、必要な措置を行う。 【令和3年度措置】

各府省所管法令に基づく立入検査証統合

経緯

- 一人の職員が20枚以上所持することもある<u>環境省所管法令に基づく自治体職員の立入検査身分証を統合。</u>[令和3年3月16日発表済]
- ・ 環境省が様式の特例を定める環境省令1本、共管省令5本を策 定し、28法令に基づく45種類の身分証の統合様式を策定。
- ・ 条例に基づく身分証も統合可能である旨通知。

人事異動時の発行事務の負担軽減、検査の円滑化。

(異なるサイズの写真の準備、貼り付け、交付作業が大幅簡素化。)

他の分野でも同様の問題があるのではないか

<他分野の検査証統合検討に向けた調査結果>

8 つの自治体 に照会したところ、91法令に基づく151種類の 身分証について、統合の要望あり。

群馬県、愛知県、三重県、徳島県、高知県、那須塩原市、横浜市、大刀洗町(直轄チームに職員を派遣している自治体の一部)

各府省に確認・照会したところ、

- Ø 8 自治体から要望のあったものは全て統合可能。
- Ø 8 自治体の要望になかった81法令に基づく118種類の身分証に ついて追加の提案。

計172法令に基づく269種類の身分証を統合検討対象。

実施事項

地方公共団体の発行事務の軽減等のため、環境省所管法令に基づく身分証と地方公共団体が条例に基づき発行する身分証を1枚に統合できるよう、特例省令を制定した(令和3年3月)ところ、他分野の検査証も統合を検討する。 【令和3年度措置】

+

環境分野

28法令·45種類

他の分野

172法令・269種類

199法令 ・314種類から希望する身分証の統合を検討する。 環境分野と他の分野で1法令が重複。

(自治体から要望があれば対象を追加する。)

各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合

現状と課題

証明写真機や写真店のHPから証明写真58種類について確認したところ、サイズや撮影時期の指定がまちまち(サイズ14種、撮影時期6種)。

イレギュラーな指定サイズの写真は、計測した上で切り抜く必要があり、余剰が生じやすい。

実施事項

各種申請等で提出する写真のサイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状6か月未満のものは6か月以内に統一する。さらに、写真の電子的提出も推進する。 【令和4年度措置】

<具体的な方針>

各手続等に固有の事情(国際規格で指定されている 1等)がない場合、

∅ 写真サイズについて

- ・ <u>4種(証明写真機や写真店で用意される一般的なサイズ)に集</u> <u>約する</u>。
 - Ø 運転免許証サイズ (2.4×3.0cm)
 - Ø 履歴書サイズ (3.0×4.0cm)
 - Ø 試験用に使用されることの多い大型サイズ(4.0×6.0cm)
 - ∅ パスポート規格(3.5×4.5cmで顔中心の人物配置)

② 撮影時期について

- ・ 多く採用されている「6か月以内」指定 2よりも短い指定 となっている(例:「3か月以内」「最近撮影したもの」) 手続については、全て「6か月以内」に統一する。
 - 1 パスポートの写真は国際民間航空機関(ICAO)より、国際的な共通規格とされる。
- 2 58手続中46手続で指定される。

③ 電子的提出について

各府省庁に対し、**証明写真の電子ファイルによる提出が可能** となるよう要請する。

<u>各府省庁は今回確認した58種類以外の写真についても、上記方</u>針に基づいて見直すとともに、写真のデータ提出を推進。